

# 業務改善助成金の拡充のご案内

業務改善助成金は中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

## 制度が次のように拡充されます。

※平成28年度第二次補正予算等に基づく措置

### 制度の拡充 I

| 事業場内最低賃金の引上げ額 | 助成率  | 助成の上限額 | 助成対象事業場              |
|---------------|--|--------|----------------------|
| 30円以上         | 7/10 <sup>(※1)</sup><br>(労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 <sup>(※1)</sup> ) | 50万円   | 事業場内最低賃金が750円未満の事業場  |
| 40円以上         | (※1)生産性要件を満たした場合には3/4(4/5)   | 70万円   | 事業場内最低賃金が800円未満の事業場  |
| 60円以上         | 1/2<br>(常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4)                             | 100万円  | 事業場内最低賃金が1000円未満の事業場 |

### <ご注意いただきたい事項>

- ① 過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- ② 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も助成対象となります。

ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

※ 賃金引上げを地域別最低賃金の発効日以後に行う場合は、改定後の地域別最低賃金額を上回る事業場内最低賃金を基礎として、上の表に定められた額以上の引上げを行う必要があります。

※ 助成金の支給は第二次補正予算成立が条件となりますが、申請は第二次補正予算成立前であっても可能です。

### お問い合わせ先

全国47都道府県に設置している「最低賃金総合相談支援センター」に、お気軽にお問い合わせ下さい。  
ただし、8月中は、厚生労働省労働基準局賃金課 03-5253-1111（内線5531、5533）にお問い合わせ下さい。

各都道府県の「最低賃金総合相談支援センター」の所在地及び電話番号は、厚生労働省ホームページで確認できます。  
※厚生労働省ホームページの検索画面又は検索エンジンから「最低賃金 相談」で検索してください。

最低賃金 相談

検索

### 申請先

業務改善助成金の申請・支給の窓口は、都道府県労働局です。  
申請する事業場が所在する地域の労働局にお尋ねください。  
【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

## 制度の拡充Ⅱ

さらに大幅な事業場内最低賃金の引上げを行う事業場に対する助成措置として、以下のコースも新設します。

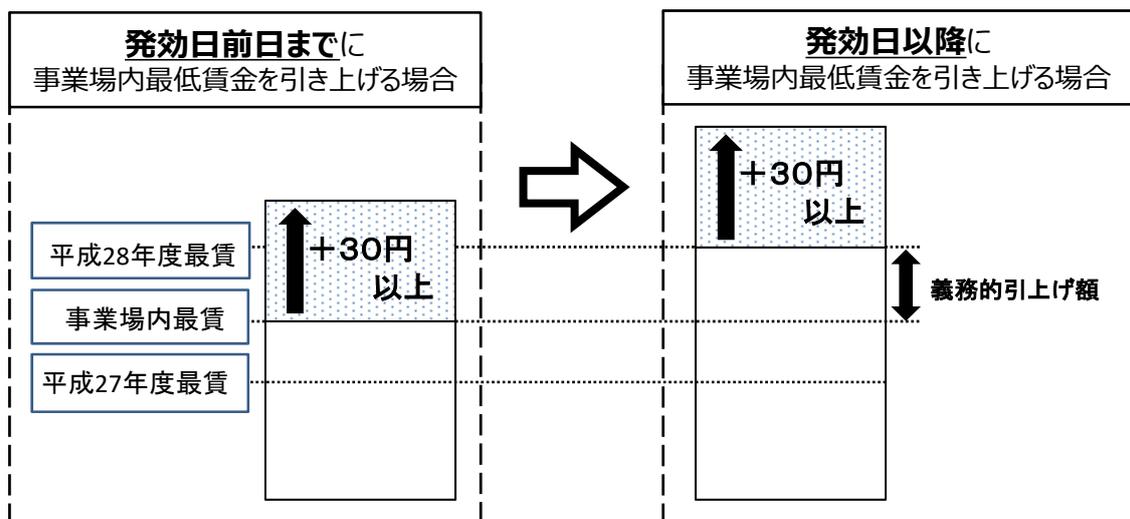
| 事業場内最低賃金の引上げ額 | 助成率  | 助成の上限額 | 助成対象事業場                            |
|---------------|--|--------|------------------------------------|
| 90円以上         | 7/10 <sup>(※1)</sup><br>(労働者数が企業全体で30人以下の<br>事業場は3/4 <sup>(※1)</sup> ) | 150万円  | 事業場内最低賃金が<br>800円以上1000円未満の<br>事業場 |
| 120円以上        | (※1)生産性要件を満たした場合には<br>3/4 (4/5)  | 200万円  |                                    |

※「制度の拡充Ⅰ」の          の<ご留意いただきたい事項>については「制度の拡充Ⅱ」にも同様に適用されます。

## 支給の要件

- ① 事業場内最低賃金が適用される労働者（雇入れ後6月を経過していること）の賃金を引き上げる計画を作成し、申請後に賃金引上げを行うこと。  
※ 引き上げ後の賃金額が、事業場内最低賃金になることが必要です。
- ② 生産性向上のための設備・器具の導入などを行うこと。  
※ 単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車輛など、社会通念上当然に必要な経費は対象外となります。
- ③ 事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額を下回る場合は、①の賃金引上げは、その発効日の前日までにを行うこと。  
賃金引上げを地域別最低賃金の発効日以後に行う場合は、改定後の地域別最低賃金額を上回る事業場内最低賃金を基礎として、前頁の表及び上の表に定められた額以上の引上げを行うこと。

※発効日は都道府県により異なりますので、ご注意ください。



※ 事業場内最低賃金の引上げ額が30円以上の場合の例。